○財務省告示第三百五号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定に基づき、令和八年の同項に規定する平均貸付割合を次のように告示する。

令和七年十一月二十八日

財務大臣　片山さつき

年〇・八パーセント

○東北地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四　号　盛岡市津志田町一丁目一〇一番一一から同市南仙北二丁目二三番二まで　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十八日

○関東地方整備局告示第二百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東京都港区虎ノ門一丁目三〇〇番一から同区虎ノ門三丁目八〇番まで	前	二六・九八～三七・〇九メートル
	後	二八・〇九～四二・四三メートル
		〇・〇二三〇・〇二三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一　号　東京都港区虎ノ門一丁目三〇〇番一から同区虎ノ門一丁目三〇〇番三まで　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十八日

○北陸地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号及び四百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
阿賀野市上黒瀬字下夕川原二六一番一から同市寺川原字柳島五〇一番三地先まで	前	一一四・一五～二四一・三八メートル
	後	一〇九・〇二～二一八・〇五メートル
		〇〇・六六七〇〇・六六七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十五号及び四百二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
小野市池尻町字山添江五六〇番一から同市市場町字南山九二六番三五まで	前	三四・九五～一八三・九三メートル
	後	三四・二六～一二六・一〇メートル
		〇〇・五七九〇〇・五七九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百七十五号　小野市池尻町字請所六三三番二三から同市市場町字南山九二六番三四一まで　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月三十日十六時

○九州地方整備局告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第七項の規定により本整備局長において実施中の球磨村道の災害復旧工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

令和七年十一月二十八日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
松本大坂間線	熊本県球磨郡球磨村大字大瀬字大久保から同村大字一勝地丁字下村まで	災害復旧	令和七年十一月二十九日
松本線	熊本県球磨郡球磨村大字大瀬字黒那子から同村大字一勝地丁字八重尾谷まで		

○九州地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十　号　臼杵市野津町大字野津市字間戸二二二四番一から同市野津町大字野津市字岩上二三五五番二まで　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月二十八日